

令和3年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事
業費補助金における消費税等仕入控除税額報告の

手引き

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課

令和5年4月

目次

1. 仕入税額控除とは 3
2. 仕入控除税額の報告について 5
3. 仕入控除税額の報告と返還金について 6
4. 仕入控除税額の計算等について 8

1. 仕入税額控除とは

(1) 消費税の仕組み

- 消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別諸費税とは異なり、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。
- 生産および流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度その販売価格に上乗せされてかかりますが、最終的に税を負担するのは消費者となります。

(2) 仕入税額控除とは

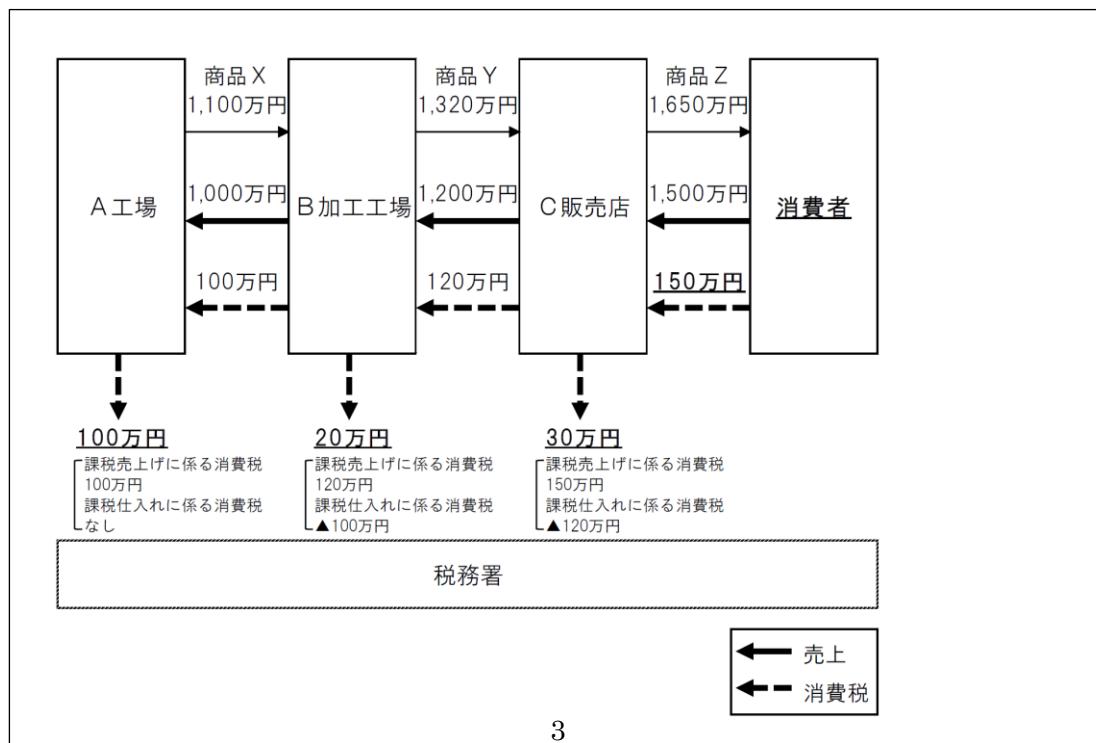
- 消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。

- 各取引段階において、他の事業者や消費者に財貨、サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上げに対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金です。
- 制度上、各取引段階で重ねて消費税が課されないように、事業者が納付する消費税額は、課税売上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります。 (=仕入税額控除制度)

●税率 10%の場合

商品Zの購入に当たって、最終的に税を負担する消費者(担税者)が払った消費税 150 万円は、各取引段階の納税義務者である事業者から税務署にそれぞれ納付されます。

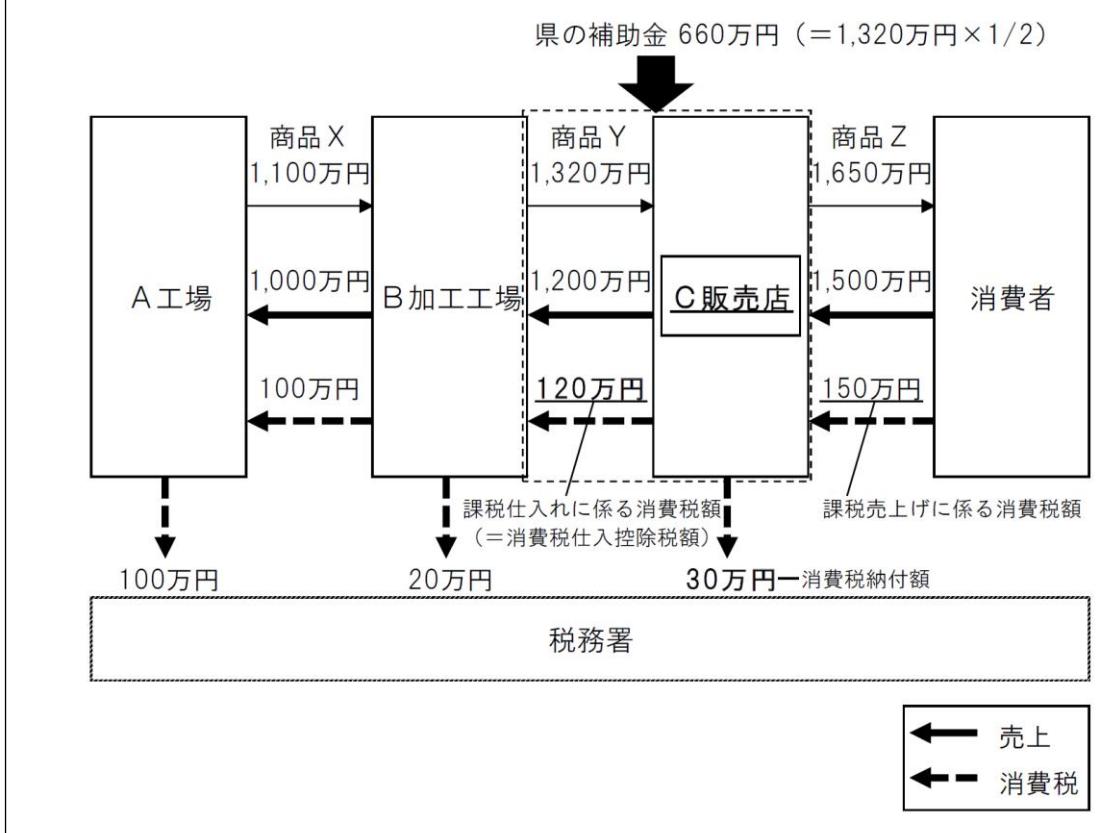
(A工場 100 万円 + B加工工場 20 万円 + C販売店 30 万円 = 消費者 150 万円)



(3) 補助事業完了後の仕入控除税額の報告及び補助金返還の義務

- 補助対象事業者が補助金の交付を受けた経費の消費税も、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるため、消費税仕入控除税額に係る消費税相当額の補助金が事業者に留まることとなります。
- しかし、事業者に留まった消費税仕入控除税額にかかる消費税相当額の補助金が、事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではありません。
- そのため、補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」の報告を定めております。報告された仕入控除税額(返還額)について、県で確認のうえ、後日、納入通知書を発行しますので、金融機関で納付してください。

●税率10%の場合



(例) C販売店がB加工工場から商品Yを仕入れたケース(C販売者が補助事業者)

- ・B加工工場からの仕入れ 1,200万円 + 120万円 = 1,320万円
- ・県からの補助金(1/2) 1,320万円 × 1/2 = 660万円
- ・消費者への売上げ 1,500万円 + 150万円 = 1,650万円
- ・課税売上げにかかる消費税額 150万円 - 消費税仕入控除税額 120万円 = 30万円

【仕入税額控除後】

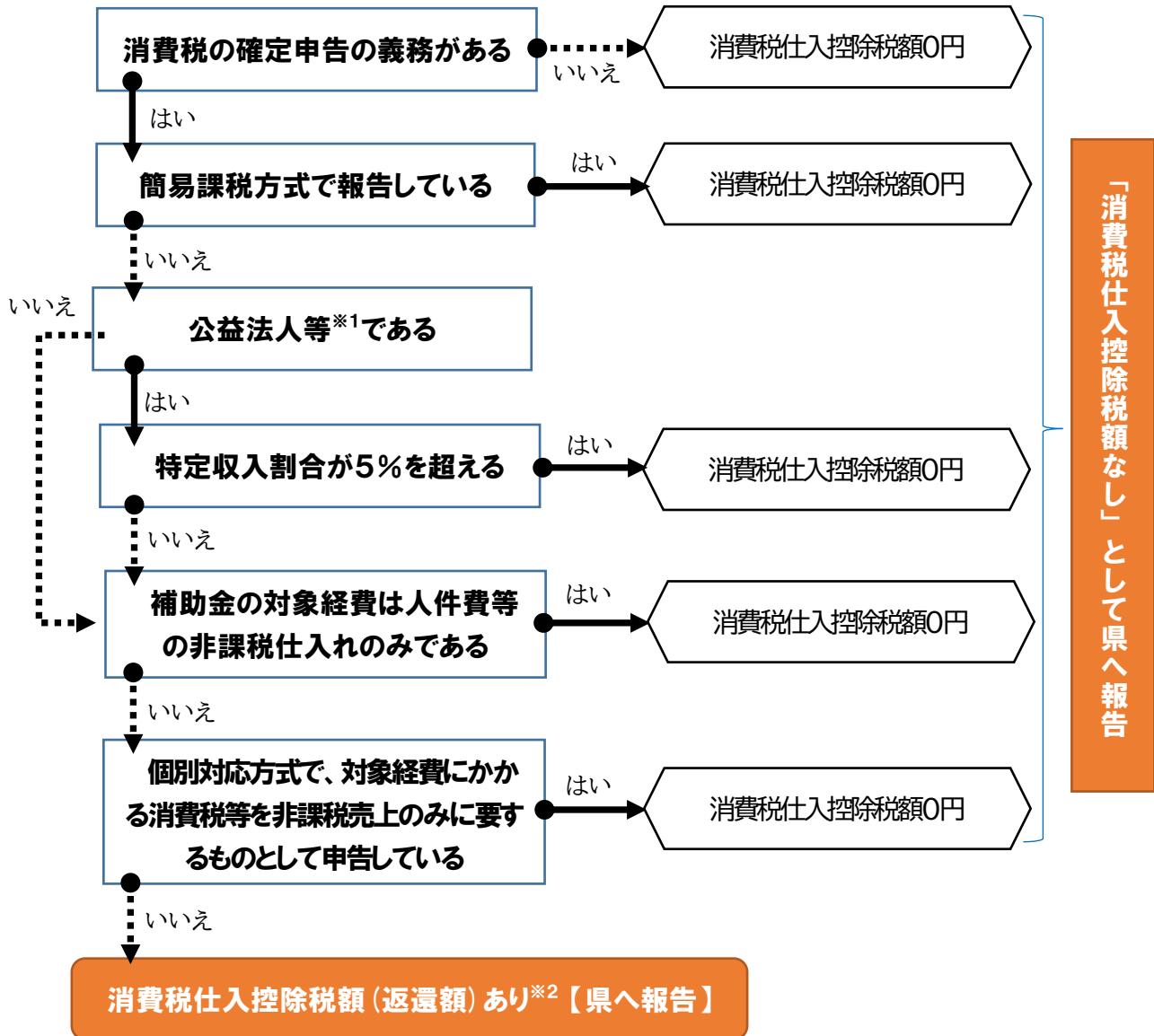
- ・B加工工場からの仕入れ 1,320万円 - 120万円 = 1,200万円
- ・県からの補助金(1/2) 1,200万円 × 1/2 = 600万円 差額 60万円の返還
(=消費税仕入控除税額 120万円 × 1/2)

2. 消費税仕入控除税額の報告について

○以下に、消費税仕入控除税額の報告にかかる簡単なチャートをお示しします。

ご自身の介護サービス事業所・施設等がどれに該当するのか不明な場合、消費税の確定申告を行った税務署等にご相談ください。

(なお、仕入控除税額が0円であっても必ず県へ報告する必要があります。)



*1 公益法人等とは、国または地方公共団体の特別会計および消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる一般財団法人、一般社団法人、医療法人(社会医療法人に限る。)、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、地方独立法人等の事業者をいいます。

*2 「消費税仕入控除税額(返還額)あり」となった場合でも、消費税仕入控除税額を反映(控除)した補助金の対象経費が補助金交付額を上回る場合は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額は0円となります。(p.10 参照)

3. 仕入控除税額の報告と返還金について

- ✧ 当該補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金の返還が生じる場合があります。
- ✧ なお、仕入控除税額が 0 円でない（返還金が生じる）場合は、後日、県から納入通知書を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。
(県からの納入通知書の送付を待たず、現金書留等で補助金を返還しないようお願いします。)

○県への報告書類について

① 返還額が 0 円の場合

各法人の申告状況	必要となる書類
消費税の確定申告の義務がない場合	消費税等相当額報告書(様式7)
簡易課税方式で報告している場合	消費税等相当額報告書(様式7) 確定申告書の写し
公益法人等で、特定収入割合が5%を超えている場合	消費税等相当額報告書(様式7) 確定申告書の写し 特定収入の計算過程がわかる資料
・補助金の対象経費が人件費等の非課税仕入れのみである場合 ・個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみに要するものとして申告している場合	消費税等相当額報告書(様式7) 確定申告書の写し 補助金の対象経費の内訳が分かる書類
・消費税仕入控除税額を反映した補助金の対象経費が補助金交付額を上回る場合	消費税等相当額報告書(様式7) 実績報告時に提出された交付申請書兼実績報告書(様式1)

※ 確定申告書の写し(付表を含む)は、令和3年度のものを添付してください。ただし、消費税の課税期間が暦年の場合で、補助金の交付対象となった経費の仕入れが2か年にわたる場合は、2年分添付してください。

<返還がない理由の記載例>

- 消費税の申告義務がないため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 簡易課税方式により申告したため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 特定収入割合が5%を超えるため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金の対象経費は人件費等の非課税仕入れのみのため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上ののみに要するものとして申告しているため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額が当該補助金の対象経費から除外しても、補助金交付を上回るため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。

② 返還額がある場合

各法人の申告状況	必要となる書類
個別対応方式の場合	消費税等相当額報告書(様式7) 別紙概要1 確定申告書の写し 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
一括比例配分方式の場合	消費税等相当額報告書(様式7) 別紙概要1 確定申告書の写し 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
課税売上割合が95%を超えている場合	消費税等相当額報告書(様式7) 別紙概要1 確定申告書の写し 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

○報告の時期について

令和5年10月27日(金)までに提出してください。

なお、返還が生じない場合についても、必ず県へ報告書の提出が必要ですので、ご注意ください。

○報告の提出先について

担当部署:滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

住 所:〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

連 絡 先:077-528-3523

E-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp

※ なお、消費税の制度に関するお問い合わせにつきましては、国税庁や最寄りの税務署等にお問い合わせください。

4. 仕入控除税額の計算等について

(1) 仕入控除税額が 0 円の場合

次のような事業者は、原則、返還金は発生しません。

- ・消費税等の申告義務がない。
 - ・簡易課税方式で申告している。
 - ・公益法人等であり、特定収入割合が 5% を超えている。
 - ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
 - ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として計上している。
 - ・消費税仕入控除税額を反映した補助金の対象経費が補助金交付額を上回る場合
- ※ 仕入控除税額が 0 円の場合でも、必ず県への報告は必要です。
- ※ 報告様式は、「滋賀県のホームページから」からダウンロードください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouthukushi/koureisya/321683.html>

(2) 返還額が生じる場合(仕入控除税額が0円でない場合)

- 「(1)仕入控除税額が0円の場合」以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、以下を参考に計算の上、県に報告してください。
- 課税仕入に係る税率が2種類含まれる場合(補助金の対象となった物品等の消費税率が8%のものと10%のものが混在している場合)はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

補助金等に係る消費税および地方消費税仕入れ控除税額の考え方（修正版）

【控除額の計算】

1. 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

$$\text{控除額} = \frac{\text{補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{10}{110}$$

↑ 税率

2. 課税売上割合が95%未満 または 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以上

(1) 一括比例配分方式

$$\text{控除額} = \frac{\text{補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{\text{課税売上高}}{\text{総売上高}} \times \frac{10}{110}$$

↑ 課税売上割合 ↑ 税率

(2) 個別対応方式

(ア) 補助金等の対象経費が課税売上に要する課税仕入れ

$$\text{控除額} = \frac{\text{補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{10}{110}$$

↑ 税率

(イ) 補助金等の対象経費が課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ

$$\text{控除額} = \frac{\text{補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{\text{課税売上高}}{\text{総売上高}} \times \frac{10}{110}$$

↑ 課税売上割合 ↑ 税率

(ウ) 補助対象経費に(ア)と(イ)が混在している場合

$$\begin{aligned} \text{控除額} &= \frac{\text{課税売上のみに要する補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{10}{110} \\ &+ \frac{\text{課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費}}{\text{(課税仕入)}} \times \frac{\text{課税売上高}}{\text{総売上高}} \times \frac{10}{110} \end{aligned}$$

↑ 税率 ↑ 課税売上割合 ↑ 税率



※補助対象経費については、交付決定時に上限額の金額で切り捨てた場合や1,000円未満の端数を切り捨てた場合は、切り捨て前の金額になります。

※課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。控除額を計算後、最後に円未満を切り捨ててください。

【上限を超えている額を差し引く】

$$\text{補助対象経費} \quad - \quad \text{控除額} \quad = \quad \text{控除後負担金額}$$

$$\text{補助金額} \quad - \quad \text{控除後負担金額} \quad = \quad \text{補助金返還額}$$

※この時、補助金返還額がマイナスになる場合は返還額0円となります。